官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔その他告示〕
○保安林の指定をする件
（**農林水産**七九一～七九八）　一
○保安林の指定を解除する件
（**同**七九九～八二一）　二
○特定水産資源（さんま、まあじ、まいわし太平洋系群、まいわし対馬暖流系群、かたくちいわし対馬暖流系群、うるめいわし対馬暖流系群、かたくちいわし太平洋系群及びまだい日本海西部・東シナ海系群）に関する令和八管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件の一部を変更する件
（**同**八二二）　四
○出願公表後に品種登録出願を取り下げた件（**同**八二三）
○出願公表後に品種登録出願が拒絶された件（**同**八二四）
○中小企業信用保険法第二条第五項第四号の災害及び地域を指定する件の全部を改正する件（**経済産業**七四）　五
○自動車の装置の型式についての指定を取り消した件
（**国土交通**七六二～七七八）
○砂防法第二条の土地を指定する件
（**同**七七九～七八二）　七
○アメリカ合衆国が使用を許される施設及び区域について、追加提供が決定された件（**防衛**一六〇）　八
○道路に関する件（**北陸地方整備局**三二）
○浄化槽の型式の認定を更新した件
（**中部地方整備局**五八）
○宅地建物取引業法第六十五条第二項の規定による処分をした件
（**中国地方整備局**七二）　九
○道路に関する件（**同**七三）　九
〔国会事項〕　九
〔人事異動〕
内閣　財務省　最高裁判所　一〇
〔官庁報告〕
官庁事項
登録検査機関の登録事項の変更に関する公示（国土交通省）　一〇
登録海技免許講習事務の休廃止に関する公示（同）
登録海技免許講習実施機関の登録事項の変更に関する公示（同）
北陸地方整備局公示（北陸地方整備局）　一一
法務
公証人任免（法務省）　一二
〔公告〕
諸事項
官庁
旅券法第十九条の二第一項の規定に基づく一般旅券の返納命令に関する通知関係　一二
裁判所
相続、公示催告、失踪、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係
特殊法人等
日本銀行基準割引率および基準貸付利率変更関係　二九
会社その他

その他告示

○農林水産省告示第七百九十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年六月二十三日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　岐阜県山県市大字西深瀬字谷之洞二二六六の二・二二六七の二・二二七五の三・二二七九の三・二二八四の二（以上五筆国有林。次の図に示す部分に限る。）、二二六七の三、二二七五の一、二二七五の二、二二七六、二二七七の一、二二七八、二二七九の一、二二七九の二、二二八〇、二二八一、二二八二の一、二二八二の二、二二八三、二二八四の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県庁及び山県市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百九十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年六月二十三日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　岐阜県大垣市上石津町牧田字和田五〇五三

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字和田五〇五三（次の図に示す部分に限る。）